

多摩市告示第 2 1 7 号

多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市立複合文化施設等管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）の策定及び多摩市における文化芸術振興方針（以下「文化方針」という。）の見直しに関し、市民等の意見を反映させるため、多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 今後実施を予定する多摩市立複合文化施設等の改修工事後における管理運営計画の作成に関すること。
- (2) 文化方針の改定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、多摩市立複合文化施設の管理運営に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者（以下「委員」という。）20 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 6 人以内
- (2) 文化芸術、地域の活性化等に資する活動の経験を有する者 10 人以内
- (3) 多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者 4 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、くらしと文化部文化・市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。